

随意契約理由書

1 案件名称
令和元年度 障害のある人にかかる人権啓発事業

2 契約の相手方
絆ホールディングス・大阪市コミュニティ協会共同体

3 随意契約理由

本事業にかかる契約は、若年層を対象に、「人権」に対する新しい切り口や、人権感覚や感性を体得できる啓発手法を積極的に取り入れたイベントを実施したりすることにより、参加者自らが人権について考え、障がいのある人が直面している現状や課題などについて理解を深める」といった成果を上げるために、事業者はその有する知識、ノウハウ、経験等を活用して最も適した内容・手法により本事業を実施させることを目的とするものである。

そのため、契約の相手方を選定するに当たっては、競争入札の方法によるよりも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する技術、経験、資力、信用等を有する者を契約の相手方を選定するという方法をとるのが、契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同協会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）